

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和3年4月20日
- 2 開会年月日、時間 令和3年4月26日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 第1学習室
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 9名
小林 けさえ 田中 はる子 関谷 幸彦 酒井 正二 関谷 尚志
栗田 美子 小林 嘉一 中條 英幸 寺島 盛夫
・農地利用最適化推進委員 5名
鈴木 武夫 永井 則夫 神田 功 根津 照夫 神林 栄一
- 6 欠席委員 1名
小林 正夫
- 7 議長氏名 田中 はる子
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第2号 農用地利用集積計画の決定について
報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名 出席者9名で定足数に達しておりますので、ただ今より4月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、1番小林けさえ委員、3番関谷幸彦委員の両名にお願いします。

それでは、はじめに、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号1について、13番神田委員より説明願います。

13 番神田委員：譲渡人は母親、譲受人はその子どもという関係で、生前贈与の案件です。この畑以外の畑に関しては、すでに亡くなられている父親から、相続をされているということです。

畑の位置は、地図の1ページをご覧くださいと、おぶせ温泉からまっすぐ北へ向かったところの、道路から東の2筆目でございます。この畑はシャインマスカットの3年目から4年目の木が植えられていて、ブドウ畑になっています。

譲受人は現在お勤めになっていまして、農業後継者ではあるのですが、今のところは実際は近くに住む方にやってもらっている所もあるようで、農業はやっていません。しかし、将来は、会社勤めが終わったら農業をやっていく予定でいるそうです。奥様も会社に勤めています。

SSも乗用トラクターもあったと思うのですが、今は自宅に無くて、譲受人の妹さんがお嫁に行っている北岡の家へ貸し出されているはずで、この妹さんの夫婦はリングを作っていました。

畑の状態は荒れてもいませんし、このブドウ畑に関してもきれいに管理されています。生前贈与ですので、お認めいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は許可とします。続いて、番号2について、12番永井委員より説明願います。

12番永井委員：地図は2ページで、ページの中央の所になります。貸付人は羽場の出身で、時々帰って来てはいるそうですが、県外にお住まいで管理ができないということで、この申請地から東に3筆分、隣でモモを栽培している借受人には、これまで草刈り等の管理を依頼していたそうです。

今回、このような話になったのは、借受人の孫が、近々お勤めを辞めて農業をやりたいとの話がありまして、草刈りだけしているよりは作物を栽培した方が良いという考えから、この土地を借りようという話になり、相手も希望して合意に至ったとのこと。

申請地の状況は、更地で、きれいになっています。計画ではリングを植える予定です。今植えれば、退職される頃には穫れるようになる見込みです。借受人の経営状況についてですが、申請者を中心に、息子さん、その奥さん、孫の方と、計4人でやっていきます。現在は、モモとリングを主にやっていまして、全部で1町5反歩程やっています。

農機具は、軽トラック、SS、トラクター、草刈機等々、規模も大きいのでそろっています。場所も、車で3分程の場所ですので、経営に支障ないと思われます。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

1番小林委員：借受人についてですが、申請者は90代で、その孫が将来作りたいということですか。

12 番永井委員：はい、そうです。

1 番小林委員：私はこのお宅を知ってしまして、息子さんがもうじき定年で、お孫さんは、この春から勤めているけれども本当はたぶん就農したかった。けれど、色んなことを用意していないので、いったん他の職業に就いた状態なので、木が育ってきたら戻ってきて農業をやりたい、という話かなと感じました。

12 番永井委員：農家世帯としては孫も労力として加わるということですね。

議長：他に質問ございますか。

議長：他に質問が無ければ番号 2 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は許可とします。続いて、番号 3 について、9 番寺島委員より説明願います。

9 番寺島委員：申請者は親子の関係で、同居しています。譲受人はお勤めの傍ら休日には父親のブドウ栽培を手伝ってきました。今回は、両者の考えが一致し、徐々に経営移譲することになり、計 4 筆の農地を親から子へ贈与することになり、所有権移転を申請したそうです。

なお、畑については、1 筆目はモモの成園、あとの 3 筆は今年ブドウ棚を作って、苗を定植したところだそうです。場所は、いずれも自宅の周りにあり、いわゆる屋敷畑です。距離は何分というほど無い所です。

農機具は父親が所有する SS、乗用草刈機、作業車、軽トラック、小型バックホー等、全てそろっていて、それらを共用するという事です。

なお、譲渡人の父親は県下でも有数の、高品質なブドウを生産することで有名な方で、私の前に六川で農業委員を務めた方でもあります。よろしくご審議をお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

議長：質問が無ければ番号 3 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 3 は許可とします。続いて、番号 4 と番号 5 について、関連していますので、一括して 9 番寺島委員より説明願います。

9 番寺島委員：地図は 4 ページをお願いします。

借受人は、会社を数年前に定年退職されて、前にも別の方から家のそばの畑を借りて経営規模を拡大されている方です。今回の案件は、借受人の娘さんが実家に戻られて、農業女子をやりたいという希望を受け、申請者から、町内に住む従兄弟で、前に農業委員会会長をやられたこともある方のもとで里親研修中であるとのことで、その関係もありまして、この親戚が話の仲介役となり、このたび 2 件の話がまとまりました。

番号 4 の 3 筆は休耕地の状態、貸付人も貸出を希望されていたため、両者の希望が

一致したそうです。また、番号 5 の話は、貸付人は昨年まで栗を育てて収穫もしていましたが、もう高齢で大変なので、借り手を探していたところ、やはり仲介役となった親戚の方と同じ地区に住んでいるよしみで話がつながりまして、こちらも両者の希望が一致して話がまとまったそうです。

場所は 1 か所にまとまっていて、借受人の自宅からは 200 メートル程のところ、とても近いです。農機具についても、SS、乗用草刈機、作業車 3 台、軽トラック等があり、問題ないと思います。労働力は、申請者夫妻、研修中の長女、忙しくなると妹さんも手伝いに入って 4 人ということです。それ以上足りなくなったらアルバイトを頼む予定です。

作物はブドウを栽培します。今年は間に合いませんが、来年 3 月に棚を作り、4 月には苗を定植する計画を立てています。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

4 番酒井委員：2 案件ともにブドウをやるのですか。番号 5 の方は栗ですか。

9 番寺島委員：番号 5 で話した栗の木は、もう抜根してあり更地になっています。両方ともブドウを栽培する予定です。

議長：他に質問ございますか。

11 番鈴木委員：全部で 1 町歩位ブドウをやるということですかね。

議長：申請者自身が、定年後まだ数年で新規就農者と同じような段階ですよ。

1 番小林委員：このお宅は申請者の父親が初めに 5 畝位の所でブドウを始めて、その後、この申請者が定年になって農業をやり始めて、畑を借りてブドウを広げたらうまくいってきて、そしたら娘さんが入って一緒にやるようになったから、労力が増えていますから、このくらいやっても大丈夫ではないでしょうか。

議長：他に質問ございますか。

議長：質問が無ければ番号 4 と番号 5 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 4 と番号 5 は許可とします。続いて、番号 6 と番号 7 について、関連していますので、一括して私より説明致します。

議長：借受人は、2019 年に今回の番号 6 の申請地の南隣接地にある親が所有する農地を転用して住宅を建てた方で、現在そこに住んでいます。

まず、番号 7 から説明します。貸付人と借受人の間柄は、義理の親子です。長女の夫とのことです。貸付人は体を悪くされ足が不自由になっています。住宅を建てた当時より、それを心配した借受人夫婦が小布施に帰ってきて両親の農業を手伝っています。

番号 6 については、お互いが北岡に住んでいるなかで、貸付人の方から空いているので代わりにやってくれないかという話があったのだそうです。

借受人は、親の畑でスコーピオンという、世界で3番目に辛いという唐辛子を作っていて、これが連作できないので場所を変えて栽培されていますが、以前から自宅の裏にある申請地を見ていて、良いなと思っていたところ、今回の話を受けたので、是非この話を受けたいということで話がまとまったということです。番号7の方は、親から一部の農地を利用状況に合わせて経営移譲するというものです。面積は、全筆のちょうど半分ということでこの面積になっています。

労力は、本人と奥さんと母親の3人です。農機具は、軽トラック1台、歩行型の耕運機1台、乗用草刈機1台です。

これまでも親の畑で作物を作ってきていますし、これからも十分作っていけると思われますので、問題ないと考えます。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

3番関谷委員：番号6の申請地でも唐辛子を作るのですか。

議長：はい、そうです。

議長：他に質問ございますか。

議長：質問が無ければ番号6と番号7は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号6と番号7は許可とします。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は6ページをご覧ください。申請地は、くだもの街道から中野市へ入る真引橋の少し南の所に位置しています。

貸付人は中子塚の方、借受人は飯綱町にお住まいの方です。貸付人は夫婦共働きの状態で以前から農業の方には手が回らず、この申請地は、平成28年5月から今月末までの契約で別の方に貸し付けされていますが、この借り主の方が高齢になり、5月以降は契約を更新しないことになったため、貸付人は新たな借り手を探していました。借受人は1年前から六川沖東に3反5畝の水田を借り受け、コメを栽培しています。また、自宅のある飯綱町の方では、16町歩超の水田を耕作されていて、飯綱町では認定農業者でもあります。

申請地でもコメを栽培する計画です。

労力は本人の他に、女性1名の計2名となっています。所有する農機具は、軽トラック2台、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台となっています。通作距離は、自宅から車で30分程度かかります。

飯綱町の方の水田については、問題なく耕作をされていることを飯綱町役場に確認致しました。また、町内の六川沖の水田も耕作されています。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

1 番小林委員：この方は小布施町ではどのくらい水田を借りていますか。

事務局：今回の申請地を除いて、議案書記載のとおり 3,549 m²借りています。計 1 筆です。

1 番小林委員：借受人になっているこの方は、他にも町内でやっている所があるように思います。

事務局：とすると、農業委員会としては残念な状況である可能性があります。農業委員会の審議を通して借受地は、1 筆だけです。これは昨年審議し決定している水田です。

議長：他に質問ございますか。

議長：他に質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。

続いて、番号 2 についてですが、11 番鈴木武夫委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条 議事参与の制限に該当しますので、一時、ご退席をお願いします。

—鈴木委員 退 室—

それでは、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 4 ページをご覧ください。南北に伸びている道路が国道 403 号線で、申請地は、国道と清水公会堂の間に位置しています。

貸付人は長野市の方で、借受人とは親族の間柄です。耕作のために町に通うことはできないということで、申請地はこれまでも同じ借受人に依頼をし、耕作してもらっていた経過がありまして、期間満了のため、再度契約するというものです。前回の契約内容は、決定当初の平成 23 年 5 月より令和 3 年 4 月末までの 10 年間で、リンゴとブドウを栽培する計画となっていました。今回の契約は、5 月 1 日より 10 年間で、利用目的はブドウのみに変更となっています。

この議案において、更新ではなく新規扱いである理由についてお伝えします。

借受人は、この 2 筆のうち南側の 1 筆についてのみ、契約途中で当初の貸借契約を合意解約して息子名義で新規契約するように新たに集積計画を立て、当時、町が決定をしました。その際の終期が当初の終期から変更された上に昨年度末で切れており、また、契約者も息子ではなく、今回は初めの契約の時と同じに戻ってご覧の申請者が借りることとするため、議案書の 2 筆目についての話がどうしても新規扱いの審議となります。原則、一度決定したことは覆りませんので、1 筆目とは新規と更新で本来別案件にすべきところですが、当事者が両方とも同一人物であることと、実質的には 2 筆まとめた案件なので 1 つの集積計画とされたいこと、そして、息子さん名義での貸借契約の決定時に恐らく事務局側に報告漏れがあったと思われること等、諸事情を勘案しまして、一括

審議するように新規扱いと致しております。ですから、前回総会の案件と1筆は重複しているのですが、今回の内容にて新規とすることを何とかお認め頂きたく、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

1番小林委員：審議・決定が重複するものについて、この場でどう取り扱えば良いのでしょうか。どこか他から認めても良いと言われていて、認めて良いと考えていいものですか。

議長：今回だけ特別に新規扱いで、ということですよ。

事務局：特別というよりは情報管理上の問題があつてのことです。3月の申請のことは長野県農地情報管理センターから更新通知が来たのでそれをそのまま本人へ連絡したことによる申請と審議でしたが、今月になって終期データを引き継いだら、更新情報のなかに南側の1筆分だけ再度出てきたと。その原因が、恐らく、息子さん名義で借り直した時の決定の報告がセンターへされていなかったことにあると。だとすると、当方の事務上の瑕疵があるのに、申請者に対して1枚の畑について別々の集積計画にするという不都合をお願いするのは難しいと思ひました。そこで、もう片方の土地がすでに更新期限を1カ月過ぎていて新規扱いとなるので、新規扱いにそろえてみるかという話をしたものです。

1番小林委員：事務漏れがあつたから今度は一緒にしようよという出し方ではなく、ミス訂正をかけてもう一回出す、それでこれは2つの計画に分けるのが良いのではないかと思います。それで、新規にしてくれとか言われたからこういう風に書きましたというのは違うと思ひます。今まで通りにやっていくのが筋だし、事務漏れを被せるようなことを皆でそうだねと言っても、説明しにくくなると思ひます。

13番神田委員：小林さんが言うのはごもつともだと思ひますけど、でも、前回決定した分とひと纏めにしたいなら、前回決定した畑をひと月だけ使って返した、というように解約書類を出してもらえれば済むのではないのでしょうか。

3番関谷委員：重複で決定すると変な話になっていってしまうので、神田さんがおっしゃったとおりで良いと思ひます。

4番酒井委員：今月は保留で、来月で解約の報告ともう一度審議してもらおうというのがいいですね。

1番小林委員：神田さんの提案があつたので、合意解約と新規で契約をし直せば、申請者の希望も入るし、今までの状態も解消するなら、それがベストかと思ひます。

議長：では、申請が重複している土地は一度決定してありますので、いったん合意解約してから5月に改めて再審議をする、ということでもよろしいでしょうか。

—異議なし—

議長：ご異議ございませんので、番号2は保留とし、次回に再審議と致します。では、11番鈴木武夫委員の入場をお願いします。

—鈴木委員 入 場—

議長：11 番鈴木武夫委員に報告いたします。番号 2 について、保留とし、次回に再審議とします。

続いて、番号 3 について、5 番関谷委員より説明願います。

5 番関谷委員：地図は 7 ページになります。

申請者は 2 人とも林の方です。貸付人は自営業の方で、母親が 1 人で農業をしています。借受人はサクランボとブドウを主に、専業でやっておられます。

申請地の場所ですが、林公会堂から南に 2、300 メートル南にあります。

この畑は、リンゴ畑としてこの間まで別の方に貸し出されていたのですが、その方がもうできなくなったので返されまして、母親も手一杯だということで、申請地の西隣が借受人の畑で、そのまた西隣に借受人の自宅があるところで、耕作を依頼しました。借受人は西隣の畑では現在野菜を作っていますが、現在ブドウ棚を立てていて、今度から野菜を作る場所がなくなるので、ここをお借りして野菜を作りたいということです。もしかしたら花もやるかもしれない、と伺いました。

借受人の状況は、機械は、SS、トラクター、乗用草刈機、軽トラック等すべてそろってまして、労働力は奥さんと 2 人です。

場所も近く、畑はまだまだ増やしても十分やっていけそうで、問題ないと思われまので、よろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 3 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 3 は決定とします。

続いて、番号 4 と番号 5 についてですが、3 番関谷幸彦委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条 議事参与の制限に該当しますので、一時、ご退席をお願いします。

—関谷委員 退 室—

議長：この 2 つの議案は関連していませんので、案件ごとに審議を致します。議案説明は 8 番中條委員をお願いします。

8 番中條委員：では、まず番号 4 について説明します。地図は 8 ページになります。

貸付人は中野市の方で、これまでは同じ中野市の別の方に貸し付けされていたのですが、その契約が切れたので、次の借り手を探されていました。この申請地の南隣の水田は、借受人の知人の方が耕作をされてまして、この話はその知人の方を通して借受人に紹介されてきたものだそうです。

借受人について、作業に従事する人は、以前までは、本人と奥さんとその母親の 3 人だったのですが、今は息子さんも入って 4 人になって労力は増えています。それだからも田んぼを増やしていきたいとのこと。

申請地は田んぼで、今後もそのまま田んぼを続けてコメを作る予定です。
4 番についての説明は以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 4 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 4 は決定とします。次に、番号 5 についてご説明願います。

8 番中條委員：番号 5 の申請地の位置は、同じく 8 ページの地図をご覧ください。

貸付人については、高齢になっていて、お子さんも県外にいらっしゃるという状況で、耕作してくれる方を探していたようです。それで町の農地バンクに相談に行ったところ、町からの紹介により借受人に話がいきまして、まとまったとのことでした。

この申請地も現状田んぼで、コメ作りを続ける予定です。

先の番号 4 でもお話ししたとおり、労力も充実しています、道具も十分ですので、問題なく耕作できると思われま

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 5 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 5 は決定とします。それでは、3 番関谷幸彦委員の入場をお願いします。

—関谷委員 入 場—

議長：3 番関谷幸彦委員に報告いたします。番号 4 と番号 5 について、決定といたします。

続いて、番号 6 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 9 ページをご覧ください。申請地は飯田の農免道路を側道から入って少し東に進んだ所にあります。

貸付人、借受人ともに大島の方です。平成 28 年 5 月 1 日より 5 年間の利用権設定をしていましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きリンゴを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 6 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 6 は決定とします。続いて、番号 7 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 10 ページをご覧ください。申請地は松川の北、栗ガ丘団地の西の端に位置しています。

貸付人は横町、借受人は福原の方です。平成 23 年 5 月 1 日より 10 年間の利用権設定をしていましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きブドウを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 7 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 7 は決定とします。続いて、番号 8 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 11 ページと 12 ページをご覧ください。申請地は、松村団地の東側に 1 筆、矢島の集落の中に 1 筆と、それぞれ離れた所にあります。

貸付人は長野市にお住まいで、借受人は矢島の方です。平成 23 年 5 月 1 日より 10 年間の利用権設定をしていましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様で、11 ページの方の畑では引き続きブドウの栽培を、12 ページの方の畑では引き続き栗の栽培をする計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 8 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 8 は決定とします。続いて、番号 9 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 11 ページと 12 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号線の押羽交差点付近から東に来たところの揚水機場の、少し東にあります。

貸付人は押羽の方、借受人は町内の社会福祉法人です。平成 28 年 5 月 1 日より 5 年間の利用権設定をしていましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きコメの栽培をする計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 9 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 9 は決定とします。続いて、番号 10 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。申請地は揚水機場の南東に位置しています。

貸付人は矢島の方、借受人は番号 9 と同一の法人です。

平成 28 年 7 月 1 日より 5 年間の利用権設定をしています。6 月末で契約期間満了となるため、前もって再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続き野菜を栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 10 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 10 は決定とします。続いて、番号 11 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。申請地は、番号 10 の農地の北に位置しています。

貸付人は林の方、借受人は、番号 9、番号 10 と同一の法人です。

平成 23 年 6 月 1 日より 10 年間の利用権設定をしていましたが、5 月末で契約期間満了となるため再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続き野菜の栽培をする計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 11 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 11 は決定とします。続いて、番号 12 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 13 ページをご覧ください。申請地は、草間大橋の東の方で、篠井川の南に位置しています。

貸付人、借受人ともに中野市の方です。

平成 30 年 6 月 1 日より 3 年間の利用権設定をしていましたが、5 月末で契約期間満了となるため再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きそばの栽培をする計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 12 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 12 は決定とします。続いて、番号 13 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は、同じく 13 ページをご覧ください。申請地は、草間大橋の南の方に位置しています。

貸付人は長野市の方、借受人は中野市の方です。

平成 30 年 6 月 1 日より 3 年間の利用権設定をしていましたが、5 月末で契約期間満了となるため、前もって再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きそばの栽培をする計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 13 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 13 は決定とします。

次に、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 7 ページをご覧ください。貸付人、借受人ともに林の方で、両者は親子関係にあります。該当地は林公会堂の南の方にあります。

今回借り手がついた土地について、ご覧のとおり解約の手続きをしたものです。

経緯等詳細については、先ほど、議案第 2 号番号 3 において 5 番関谷委員より説明頂きましたとおりです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 3 時 33 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和3年4月26日

小布施町農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員